別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102-3 14.3、
		 14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこ	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、
	と。	9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて
		した。 行わない)の分析を行う方法又は付表1 (蒸留操作
		は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方
		人 法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定め
		る方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつて
		は、それぞれ1及び2に定めるところによる。)
		1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める
		方法による場合 (24.3.3.4のb)による場合に限る。)
		試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)
		増加するように六価クロム標準液を添加して添加
		回収率を求め、その値が70~120%であることを確
		認すること。
		2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又
		は海水を測定する場合 1に定めるところによる
		ほか、規格K0170-77の a)又は b)に定める操作を
		行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこ	付表3に掲げる方法
	と。	
PCB	検出されないこ	付表4に掲げる方法
	と。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める
		方法
 1, 2—ジクロロ	エ 0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

タン		
1, 1—ジクロロエ	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
チレン	Ü	
シス―1, 2―ジク	0.04mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
ロロエチレン		
1, 1, 1―トリクロ	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める
ロエタン		方法
1, 1, 2―トリクロ	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める
ロエタン		方法
トリクロロエチレ	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める
ン		方法
テトラクロロエチ	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める
レン		方法
1, 3―ジクロロプ	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
ロペン		
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、
硝酸性窒素		15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあ
		つては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方
		法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物
		質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量
		に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試
		薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml
		及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリ
		ン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを
		用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液の
		ラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合
		にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、

		 pH試験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイ
		オンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しな
		いことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略
		することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1, 4―ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、 その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。